

広島県グリーン購入方針

平成 13 年 4 月に全面施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第 10 条の規定を踏まえ、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進していくため、広島県グリーン購入方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

1 目的

- (1) 環境物品等の調達（リース・レンタル契約等を含む。以下同じ。）を推進することで、県の業務活動から生じる環境負荷を低減する。
- (2) 県が環境物品等の調達を積極的に推進することによって、環境物品等の需要が増え、これらの開発・生産がさらに積極的に行われ、より多様な環境物品等をより低価格で供給されることが可能となるなど、環境物品等への需要の転換を促進する。

2 対象機関

知事部局、上下水道部、病院事業局、議会事務局、各行政委員会

3 基本的な考え方

- (1) 物品等の調達に当たっては、価格や品質などに加えて、環境負荷の低減を判断基準とすることが環境物品等の普及促進に繋がっていくことから、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達に努めるものとする。
- (2) 環境負荷をできるだけ低減させる観点から、可能な限り、再生資材を多く使用していることやリサイクルが可能であることなど製品の製造・使用・廃棄全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等の選択に努めるものとする。
- (3) 環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用、シェアリングの活用等に努めるものとし、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないものとする。また、各機関は調達した環境物品等について、適正使用や長期使用、分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減が着実に行われるよう努めるものとする。

なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークや Web 会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

4 特定調達品目及び判断の基準等

(1) 特定調達品目

本県において重点的に調達を推進すべき環境物品等の品目であり、グリーン購入法第 6 条第 1 項に基づき国が策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）の規定に準じる。

なお、本県独自の特定調達品目については、別添のとおりとする。

(2) 判断の基準

物品等が環境負荷の低減に資することを判断するための基準であり、国基本方針にある特定調達品目については国基本方針の規定に準じ、本県独自の特定調達品目については別添のとおりとする。

(3) 調達目標

判断の基準を満たす物品等の調達の数値目標のことであり、別表のとおり定める。

5 留意事項

(1) 各機関における物品等の調達に当たっては、判断の基準を満たす環境物品等を積極的に調達することとする。

(2) 一部の特定調達品目においては、判断の基準の事項の中で、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」と2段階の判断の基準を設定している。各機関においては、脱炭素社会等の実現を目指す観点からも、可能な限り「基準値1」による調達を積極的に推進する。

(3) 公共工事については、県の調達の中でも金額が大きく、県経済への影響力を有し、また、県が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、市町や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、次の点に留意しつつ、その調達に努めるものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、県民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があるため、当面は困難であるが、今後とも国の取扱等も踏まえながら、引き続き検討するものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点から検討を進めていくこととする。

(4) 特定調達品目以外の物品等の調達に当たっても、環境ラベル製品（エコマーク商品等）やカーボンフットプリントマーク等を参考にするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること。

6 調達実績

調達実績については、毎年度集計し、調達目標を設定している分野について、その概要を公表するものとする。

7 方針の見直し

本方針については、環境物品等の開発・普及の状況並びに調達実績等を踏まえ、見直しを行

っていくものとする。

8 施行期日

本方針は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 3 月 28 日策定
平成 13 年 8 月 20 日改定
平成 14 年 3 月 27 日改定
平成 15 年 3 月 20 日改定
平成 16 年 4 月 9 日改定
平成 17 年 4 月 20 日改定
平成 18 年 4 月 27 日改定
平成 19 年 4 月 18 日改定
平成 20 年 3 月 31 日改定
平成 21 年 3 月 30 日改定
平成 22 年 6 月 16 日改定
平成 23 年 3 月 28 日改定
平成 24 年 3 月 27 日改定
平成 25 年 5 月 2 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 3 月 31 日改正
令和 6 年 2 月 1 日改正
令和 7 年 3 月 4 日改正

別添

広島県独自の特定調達品目及びその判断の基準

分野	特定調達品目名	判断の基準
文具類	窓付き封筒（紙製）	●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分については原則として紙（グラシン紙等）を使用したものであること。 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
登録リサイクル製品	広島県登録リサイクル製品（第一種）【県独自】	○「広島県リサイクル製品登録制度」によって登録されたもの（「共通基準（安全性に関する基準）に適合する製品」）
	広島県登録リサイクル製品（第二種）【県独自】	○「広島県リサイクル製品登録制度」によって登録されたもの（「共通基準及び品目基準（製品としての品質に関する基準）に適合する製品」）

※広島県登録リサイクル製品使用指針で分類 1 へ指定された製品の品目名及び細品目名

品目名	細品目名
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm) A
	再生粗粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm)
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm) A
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 20mm)
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm) A
	再生密粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm)
	再生細粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm) A
	再生細粒度アスファルト混合物(最大粒径 13mm)

※広島県登録リサイクル製品について

- 広島県では、県内で製造されるリサイクル製品を登録することにより、登録製品の情報を広く県民等に提供し、県内産リサイクル製品の利用促進を通じて、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的とした「広島県リサイクル製品登録制度」を実施しています。
- 製品の詳細については、県のホームページ、eco ひろしま（環境情報サイト）を参照してください。

【広島県登録リサイクル製品の紹介】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-recycle-seihin/>

- 広島県リサイクル製品登録制度では、製品の登録を随時行っているため、対象となる品目・製品数は年度途中で増減します。

別表

広島県グリーン購入方針 分野ごとの調達目標（令和７年度）

	分 野		特定調達 品目数	調達目標	
1	紙類		7	100%	
2	文具類		85		
3	オフィス家具等		12		
4	画像機器等		10		
5	電子計算機等		4		
6	オフィス機器等		5		
7	移動電話等		3		
8	家電製品		6		
9	エアコンディショナー等		4		
10	温水器等		4		
11	照明		3		
12	自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	6	100%（特殊車両を除く）	
		乗用車用タイヤ、２サイクルエンジン油	2	調達に努める	
13	消火器		1	100%	
14	制服・作業服等		4		
15	インテリア・寝装寝具		11		
16	作業手袋		1		
17	その他繊維製品		7		
18	設備		11	調達に努める	
19	災害備蓄用品		11		
20	公共工事		70		
21	役務	印刷	1	100%（複写式等の特殊な印刷物を除く）	
		印刷以外	19	調達に努める	
22	ごみ袋等		1	100%	
23	登録リサイクル製品	広島県登録リサイクル製品（第一種）	1	優先的に調達する	
		広島県登録リサイクル製品（第二種）	1	広島県登録リサイクル製品使用指針で分類１～指定された製品は100%、これ以外は優先的に調達する	
			特定調達品目数	290	